

第 9 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和3年3月15日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 9 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和3年3月15日(月曜日)

午前9時58分開議
午前11時30分休憩
午前11時39分開議
午後0時2分閉会

本日の会議に付した事件

議案第44号 令和3年度熊本県一般会計予算

議案第47号 令和3年度熊本県収入証紙特別会計予算

議案第55号 令和3年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算

議案第58号 令和3年度熊本県公債管理特別会計予算

議案第65号 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第66号 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第67号 熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第68号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定について

議案第70号 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 熊本県税災害減免条例の一部

を改正する条例の制定について

議案第73号 熊本県奨学金返還支援基金条例の制定について

議案第74号 熊本県立劇場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第91号 財産の貸付けについて

議案第93号 新しいくまもと創造に向けた基本方針の策定について

議案第94号 包括外部監査契約の締結について

報告事項

①行政手続の押印の見直しについて

②消防指令の共同運用の検討状況について

③第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

④熊本県人口ビジョンの改訂について

⑤熊本県土地利用基本計画（第5次熊本県国土利用計画）の策定について

⑥熊本県情報化推進計画について

⑦“緑の流域治水”の推進と復旧・復興に向けた重点10項目

令和2年度総務常任委員会における取組の成果について

出席委員(8人)

委員長 増 永 慎一郎

副委員長 松 村 秀 逸

委員 吉 永 和 世
 委員 坂 田 孝 志
 委員 西 聖 一
 委員 山 本 伸 裕
 委員 高 島 和 男
 委員 荒 川 知 章
 欠席委員(なし)
 議長 池 田 和 貴
 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 白 石 伸 一
 政策審議監 倉 光 麻里子
 危機管理監 厚 地 昭 仁
 政策調整監 津 川 知 博
 秘書グループ課長 上 田 哲 也
 広報グループ課長 本 田 敦 美
 くまモングループ課長 浦 田 美 紀
 危機管理防災課長 柴 田 英 伸

総務部

部長 山 本 倫 彦
 理事兼県央広域本部長
 兼市町村・税務局長 宮 本 正
 総括審議員兼政策審議監 平 井 宏 英
 総務私学局長 手 島 伸 介
 人事課長 城 内 智 昭
 財政課長 梅 川 日出樹
 県政情報文書課長 畝 本 亮 太
 総務厚生課長 中 川 浩 徳
 財産経営課長 永 江 昌 二
 私学振興課長 市 川 弘 人
 市町村課長
 兼県央広域本部総務部長 清 田 克 弘
 消防保安課長 橋 本 誠 也
 税務課長 久保田 健 二

企画振興部

部長 高 橋 太 朗
 理事
 (球磨川流域復興担当)

兼球磨川流域復興局長 水 谷 孝 司
 政策審議監
 兼地域・文化振興局長 野 尾 晴一朗
 交通政策・情報局長 内 田 清 之
 土木技術審議監 亀 崎 直 隆
 情報政策審議監 島 田 政 次
 企画課長 阪 本 清 貴
 統計調査課長 中 村 誠 希
 地域振興課長
 兼県央広域本部振興部長 池 永 淳 一
 首席審議員兼文化企画・
 世界遺産推進課長 内 藤 美 恵
 政策監兼
 川辺川ダム総合対策課長 福 原 彰 宏
 交通政策課長 小 川 剛 史
 情報政策課長 椎 場 泰 三

出納局

会計管理者兼出納局長 本 田 充 郎
 会計課長 村 上 勲
 管理調達課長 中 川 博 文

人事委員会事務局

局長 青 木 政 俊
 公務員課長 工 藤 真 裕

監査委員事務局

局長 富 永 章 子
 監査監 林 田 孝 二

議会事務局

局長 吉 永 明 彦
 次長兼総務課長 横 尾 徹 也
 議事課長 村 田 竜 二
 政務調査課長 東 敬 二

事務局職員出席者

議事課主幹 若 杉 美 穂
 政務調査課主幹 植 田 晃 史

午前9時58分開議

○増永慎一郎委員長 おはようございます。
 定刻前ですけれども、皆さん方おそろいですので、ただいまから第9回総務常任委員会を

開会いたします。

本日の委員会に3名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることとしました。

次に、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

新型コロナウイルス感染症対策として3密を防ぐため、知事公室及び総務部を前半に、企画振興部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局を後半に入れ替えて審議を行います。

最初に、知事公室及び総務部の議案について執行部から説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いをいたします。

まず、総務部長から総括説明をお願いいたします。

○山本総務部長 それでは、今回提案しております議案の概要につきまして、御説明を申し上げます。

お手元、総務常任委員会説明資料1ページを御覧いただければと思いますけれども、令和3年度当初予算につきましては、地震、豪雨災害からの創造的復興に加えまして、新型コロナウイルス感染症への対応を最優先に編成いたしまして、結果、前年度比667億円増、総額8,651億円ということでございます。

このほか各種条例案件等につきましても、併せて御提案申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的説明につきましては財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例等議案につきましては、各課長からそれぞれ、委員長からお話がありましたとおり簡潔に御説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○増永慎一郎委員長 次に、財政課長から当

初予算の概要等について説明をお願いします。

○梅川財政課長 財政課でございます。

令和3年度当初予算の説明資料の1ページをお願いいたします。

令和3年度当初予算の概要でございます。

まず、予算編成の基本的な考え方についてですが、令和3年度当初予算は新たな基本方針を踏まえ、熊本地震と豪雨災害からの創造的復興や、感染症による社会の変容を見据えた新しい熊本の創造に向けた予算として編成しております。

当初予算の規模は8,651億円で、前年度比667億円の増でございます。下のグラフに当初予算の推移を記載しております。

令和3年度は、熊本地震翌年度の平成29年度に次ぐ規模でございます。

2ページをお願いいたします。当初予算の特色をまとめております。

1、令和2年7月豪雨からの創造的復興として587億円、2、新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応として816億円、3、熊本地震からの創造的復興として333億円、4、将来に向けた地方創生の取組として69億円を計上しております。

下に参考として、熊本地震及び令和2年7月豪雨に係る予算の累計額や内訳を記載しております。

おめくりいただきまして、3ページ、4ページでございます。

一般会計のほか、特別会計、企業会計の内訳を記載しております。それぞれ所管の常任委員会で御審議いただきます。

おめくりいただきまして、5ページ、6ページが歳入予算の内訳、また、7ページ、8ページが歳出予算の内訳でございます。

当初予算の概要は、以上でございます。

○増永慎一郎委員長 引き続き、担当課長か

らの説明に入りますが、まず、人事課長に各課共通の職員給与費について説明を求めた後、関係課長から職員給与費以外の項目について、資料に従い順次説明をお願いします。

○城内人事課長 人事課でございます。

当初予算説明資料の18ページをお願いいたします。

当初予算の職員給与費につきまして、一括して人事課の例で御説明いたします。

表の上段、一般管理費、説明欄(1)①職員給与費でございますが、令和3年度における人事課の職員給与費としまして39人分、3億5,000万円余を計上しております。

これは、今年1月1日現在の人事課の職員の給与費から積算したものでございます。各課の職員給与費につきましても、人事課と同様の方法で積算し計上しておりますので、各課からの説明は省略させていただきます。

人事課は以上でございます。

○増永慎一郎委員長 引き続き、担当課長から議案について説明をお願いします。

○津川政策調整監 知事公室付でございます。

10ページをお願いいたします。

まず、1段目の一般管理費として4,400万円余を計上しております。

右の説明欄を御覧ください。

(2)の『ONE PIECE』連携復興応援事業につきましては、麦わらの一味の像と連携した周遊プロモーションに要する経費や、熊本の地域資源と『ONE PIECE』の連携した取組を市町村や民間団体等と共同で行い、さらなる魅力化を図るための経費でございます。

次に、4段目の防災総務費をお願いします。1億7,300万円余を計上しております。

右の説明欄を御覧ください。

(1)熊本地震震災ミュージアム具体化推進

事業につきましては、震災ミュージアム中核拠点である旧東海大学阿蘇キャンパスの震災遺構の管理運営等に要する経費でございます。

(2)の熊本地震震災ミュージアム中核拠点整備事業につきましては、同じく旧東海大学阿蘇キャンパスに整備中の体験展示施設の実施設計に要する経費でございます。

知事公室は、以上でございます。

○上田秘書グループ課長 秘書グループでございます。

おめくりいただいて、11ページをお願いいたします。

一般管理費として、2億4,417万円余をお願いしております。

右側の説明欄をお願いいたします。

庁費として、2,407万円余をお願いしております。

内訳につきましては、知事、副知事の活動費など秘書課の諸費として1,900万円、熊本地震犠牲者追悼式の開催経費として507万円余を計上しております。

秘書グループは以上です。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○本田広報グループ課長 広報グループでございます。

資料12ページをお願いいたします。

2段目の広報費として、2億1,477万円余を計上しております。

右の説明欄を御覧ください。

まず、1の広報事業費の2億610万円余のうち、通常分として(1)から(4)にございます様々な媒体を活用して県の重要な施策等の情報を広報する経費及び(7)で首都圏をはじめとする県外に向けて熊本をPRする経費を計上しております。

また、地震対応分といたしまして、(8)復旧・復興広報強化事業を1,533万円余計上し

ております。

続いて、2の広聴事業費の46万円余は、県民の皆様の御意見や御提言を県政に反映させていく広報活動に要する経費として計上しております。

広報グループからは以上でございます。

○浦田くまモングループ課長 くまモングループでございます。

13ページをお願いいたします。

上段、計画調査費の右側説明欄をお願いいたします。

こちらでは、くまモンのイラスト利用許諾業務の外部委託経費や県内でのプロモーションやSNSによる情報発信等の経費を計上しております。

続きまして下段、商業総務費ですが、主なものといたしまして、2の(1)と(5)で県外及び海外でのプロモーション事業費を、(2)でくまモン隊の管理運営に要する経費を計上しております。

最下段の3、くまモン活躍基金積立金では、今年度の9月補正肉づけで計上しております同額を計上しております。

以上、くまモンの活動に係る経費として、総額5億1,100万円余を計上しております。

くまモングループは以上でございます。

○柴田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

資料14ページをお願いいたします。

上段の一般管理費につきましては、2,735万円をお願いしております。

右側の説明欄をお願いします。

2、危機管理対策費は、テロなどの国民保護事態をはじめとする各種危機管理体制強化に要する経費でございます。

次に、下段の防災総務費につきましては、11億1,402万円余をお願いしております。

右側の説明欄をお願いします。

主なものを御説明いたします。

2、防災対策費につきましては、(1)防災対策事業は、防災会議の開催、総合防災訓練の実施等に要する経費です。

(2)地域防災力強化事業は、自主防災組織を担う人材の育成や組織間の連携強化に要する経費でございます。

(4)防災・震度情報システム管理費は、各種防災情報システムの維持管理等に要する経費でございます。

(6)九州広域防災拠点強化整備事業は、大規模災害時に被災者支援を迅速に行うため、平成26年に策定した九州を支える広域防災拠点構想の見直し等に要する経費でございます。

(7)自助力強化推進事業は、災害時における県民の避難意識の醸成や早めの避難行動の実践を促すためのマイタイムラインの普及に要する経費でございます。

説明資料の15ページをお願いいたします。

(8)市町村防災体制・災害対応力強化支援事業は、市町村の防災体制強化のための防災アドバイザーの派遣等に要する経費でございます。

(11)令和2年7月豪雨デジタルアーカイブ事業と(12)熊本地震デジタルアーカイブ事業は、災害の教訓を残すための資料の収集、保存に要する経費でございます。

(13)防災センター整備事業は、新たに整備する防災センターの情報通信設備等の整備に要する経費でございます。

3、無線管理費は、防災行政無線の維持管理及び地域衛生通信ネットワークの分担金でございます。

説明資料の16ページをお願いします。

4、防災・行政情報通信ネットワーク整備事業は、防災用通信インフラの強靱化等に要する経費で、防災通信回線の多重化や常用発電機等の浸水対策、先進通信技術を活用した避難支援体制の構築に取り組むものでござい

ます。

5、防災情報システム整備事業は、情報収集手段の多重化に向け、SNSを活用した情報収集サービスの導入に要する経費でございます。

危機管理防災課は以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○城内人事課長 人事課でございます。

おめくりいただいて、18ページをお願いいたします。

表の上段、一般管理費でございますが、9億8,100万円余を計上しております。

右側、説明欄をお願いいたします。

(1)②の災害派遣手当でございますが、7月豪雨災害による他県からの自治法派遣職員に支給する災害派遣手当として、3,700万円余、また、(2)時間外勤務手当等につきましては、年度途中の災害等により業務量が増加したときに備えまして、5億9,300万円余の時間外勤務手当を、人事課で知事部局分を一括して計上しているものでございます。

次に、下段の人事管理費でございますが、31億7,900万円余を計上しております。

右側、説明欄をお願いいたします。

2の人事管理費でございますが、(2)の人事課運営経費や(5)の障がい者チャレンジ雇用事業等で1億円余を計上しております。

3、退職手当につきましては、知事部局職員の退職手当所要額として、30億5,100万円余を計上しております。

人事課は以上でございます。

○梅川財政課長 財政課でございます。

19ページをお願いいたします。

1段目の一般管理費ですが、説明欄2の庁費のうち、7月豪雨分に係る他県からの赴任、帰任旅費を計上しております。

2段目の財政管理費ですが、説明欄2から6までの積立金は、基金に運用利息を積み立

ているものでございます。

20ページをお願いいたします。

1段目の元金から3段目の公債諸費にかけて、県債の元金や利子の償還、県債発行に要する手数料等を計上しております。

21ページをお願いいたします。

公債管理特別会計でございます。

この会計は、市場公募債などの県債につきまして、その発行と償還を区分するために設けているものでございます。

1段目の元金から3段目の公債諸費にかまして、借換債等に係る償還元金利子や手数料等を計上しております。

下段の債務負担行為の設定でございます。

これは、市場公募債のうち共同発行債につきまして、発行に参加する37の自治体で連帯して債務を負う必要がございますので、その連帯債務を設定するものでございます。

財政課は以上でございます。

○欽本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

22ページをお願いいたします。

2段目の文書費でございますが、2億2,400万円余を計上しております。

当課が所管しております文書管理や情報公開、公益法人制度の推進等の事務費でございます。

このうち、新規事業としまして、1、文書事務費の(2)文書管理システム再構築事業につきまして、1億6,500万円余を計上しております。これは、デジタル行政の実現に向けた取組の一環として、庁内の電子決裁や行政文書の適正管理の推進を図るため、現行の文書管理システムの改修を行う経費でございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

大学費につきまして、12億500万円余を計上しております。

熊本県立大学の業務の財源に充てるための運営費交付金や大学の実績評価等を行います。評価委員会の運営等に要する経費でございます。

このうち、新規事業として、(6)の被災地域復興・再生支援事業につきまして、1,000万円を計上しております。

これは、令和2年7月豪雨で被災した市町村等と連携して、地域の課題解決や災害からの復興、地域再生などを目的として大学が実施する新たな取組に対し、財政支援を行うための交付金でございます。

県政情報文書課は以上でございます。

○中川総務厚生課長 総務厚生課でございます。

24ページをお願いいたします。

総務厚生課は、総額で8億6,680万円余をお願いしております。

主なものは、中段の人事管理費でございます。右側説明欄を御覧ください。

1の人事管理費は、総務事務の集中化運営に要する経費でございます。

2の職員福利厚生費は、定期健康診断や職員住宅管理等、福利厚生に要する経費でございます。

3は、職員に対する児童手当の支給に要する経費でございます。

総務厚生課は以上でございます。

○永江財産経営課長 財産経営課でございます。

資料25ページをお願いします。

2段目で、財産管理費としまして、31億8,100万円余を計上しております。

右側説明欄で、主なものを御説明いたします。

1の財産管理費2億1,400万円余のうち、(2)の市町村交付金は、職員住宅など県有の貸付財産が所在する市町村への固定資産税に

代わる交付金でございます。

また、(3)及び(4)の派遣職員宿舍借上費は、それぞれ熊本地震及び7月豪雨に係る他県からの派遣職員の受入れに要する経費でございます。

3の庁舎等管理費15億2,300万円余は、県庁舎等や地域振興局の維持管理、庁舎の改修等に要する経費でございます。

4の財産利活用推進費14億3,700万円余ですが、(2)及び(3)のFM推進県有施設集約化事業は、天草総合庁舎の長寿命化工事等及び防災センターの建築に要する経費でございます。

下段は、総務施設災害復旧費としまして、21億900万円余を計上しております。

これは、ただいま御説明しました防災センターとの合築庁舎として整備する県央広域本部の建て替えに要する経費でございます。

27ページをお願いします。

債務負担行為の設定です。

上段の県庁舎の空調設備費及び下段の給排水設備の改修について、いずれも令和3年度から2か年で実施するため、設定をお願いするものでございます。

財産経営課からは以上でございます。

○市川私学振興課長 私学振興課でございます。

28ページをお願いします。

下段の私学振興費です。当初予算として、131億9,300万円余を計上しております。

右の説明欄を御覧ください。

4の私学振興助成費です。ここでは、主な事業を記載しております。

(1)私立高等学校等経常費助成費補助は、私立中学、高校に経常的経費の助成を行うものです。

(2)私立高等学校等就学支援金事業、(3)奨学のための給付金事業は、私立高校生等の授業料や授業料以外の教育費負担を軽減するた

めに、それぞれ支援金、給付金を支給するものです。

29ページをお願いします。

(4)熊本時習館構想関連事業は、私学の魅力向上に向けた創意工夫ある取組を支援する、私学の魅力アップ事業等に係る経費です。

(5)私立学校施設安全ストック形成促進事業は、私立学校施設の耐震化に要する経費に係る助成を行うものです。

(6)高等教育修学支援事業は、私立専門学校に在学する低所得者世帯生徒の授業料等の減免を行うものです。

続きまして、コロナ対策分です。

(7)私立学校学習指導員等追加配置支援事業は、新型コロナウイルス感染症対策において追加的に必要となった人材等の配置を行う私立学校に対し助成を行うものです。

続いて7月豪雨分です。

(8)被災生徒授業料等減免補助事業は、被災し就学が困難となった生徒の授業料等の減免を行う学校に対し助成を行うものです。

(9)高等学校等通学支援事業は、被災したJR肥薩線の運休により通学が困難となった生徒の通学支援を行うものです。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

○清田市町村課長 市町村課でございます。

説明資料の30ページをお願いいたします。

主な事業を説明させていただきます。

1段目の地域振興局費でございます。

総額1億500万円余を計上いたしております。

右側の説明欄をお願いいたします。

(3)広域本部・地域振興局政策調整事業は、広域本部及び地域振興局が地域の課題に対応する経費として、8,000万円をお願いしております。うち1,000万円を7月豪雨関係分として予定しております。

次に、4段目の自治振興費でございます。

総額54億円余を計上いたしております。

説明欄をお願いいたします。

(1)自治振興支援費1億2,500万円余は、市町村への権限移譲に伴う事務処理に要する経費への交付金等でございます。

(2)の市町村自治宝くじ交付金は、宝くじ収益金に係る交付金でございます。

次に、31ページをお願いいたします。

地震対応分として、(8)平成28年熊本地震復興基金交付金42億4,000万円を計上しております。被災者の住まいの再建に要する経費等を市町村に対して交付するものです。

その下、地震対応分、7月豪雨分として、(9)被災市町村職員確保支援事業700万円余を計上しております。被災市町村への職員派遣の協力要請や、職員採用試験の関連経費です。

次の段から32ページにかけては、選挙関係予算です。

32ページの2段目、衆議院議員総選挙執行経費です。

これは、本年秋に任期満了を迎える総選挙の経費になります。

続きまして、市町村振興資金貸付事業特別会計でございます。

上段の市町村振興資金貸付金については、12億1,300万円余を計上しております。

これは、市町村が行う公共施設整備事業等に対する貸付金等でございます。

市町村課は以上です。

○橋本消防保安課長 消防保安課でございます。

説明資料33ページをお願いします。

上段の防災総務費に4億3,500万円余を計上しております。

右側の説明欄を御覧ください。

2の防災対策費は、防災消防ヘリの運航管理等に要する経費でございます。

次に、下段の消防指導費に2億2,600万円

余を計上しております。

主なものとしまして、右側の説明欄の2の消防費の(4)消防体制強化推進事業につきましては、消防本部の指令業務の共同化など、体制強化の推進や消防団員の確保対策等に要する経費でございます。

4、消防学校費につきましては、消防学校の管理運営や施設整備、派遣職員の人件費等でございます。

続きまして、34ページをお願いします。

火薬ガス等取締費に4,500万円余を計上しております。

これは、右側説明欄に記載の、それぞれ許認可などに関する委託費等でございます。

消防保安課は以上です。

○久保田税務課長 税務課でございます。

当初予算の主なものを御説明いたします。

資料35ページをお願いいたします。

税務総務費として、27億2,300万円余を計上しております。

右側、説明欄を御覧ください。

3、納税奨励費は、軽油引取税の特別徴収義務者に対し、特別徴収した税額の2.5%を交付する交付金等でございます。

6、県税事務オンラインシステム維持管理費は、県税システムの運用や、令和5年1月稼働を目標に開発している新県税システムの開発費等でございます。

36ページをお願いします。

1段目の賦課徴収費として、45億7,400万円余を計上しております。

右側説明欄の2、公金取扱費は、個人県民税の賦課徴収を行っている市町村や、地方消費税の賦課徴収を行っている国に対して支払う徴収取扱費です。

なお、1、賦課徴収費の中で来年度から新たに導入する電子マネーによる県税の収納に要する経費を計上しております。

2段目のゴルフ場利用税交付金から次のペ

ージ最下段の法人事業税交付金までは、県に納付されました税収を基に市町村への交付や他の都道府県との精算を行うものでございます。

税務課からは以上でございます。

○城内人事課長 人事課でございます。

続きまして、条例議案等について御説明いたします。

別冊のA4縦の条例等関係の説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、第65号議案、東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

おめくりいただいて3ページ、条例案の概要で御説明いたします。

1、条例改正の趣旨でございますが、国の人事院規則の一部改正を踏まえ、感染症防疫作業手当の特例に対象となる作業を追加するものでございます。

2、主な改正内容は、新型コロナウイルス感染症対策に従事した場合の支給対象となる作業を追加するものでございます。

まず、アの支給対象でございますが、新型コロナウイルス感染症対策に係る作業のうち、現行の支給対象作業、例えば、宿泊療養施設における生活支援等業務に日額3,000円を支給しておりますが、それ以外で患者もしくはその疑いのある者に接して行う作業またはこれに準ずる作業で知事が定めるものに従事したときとなります。

また、イの手当額は、1日につき1,000円で、患者またはその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合には1,500円となります。

3、施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用することとしております。

続きまして4ページ、第66号議案、熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

5ページの条例案の概要で御説明いたします。

1、条例改正の趣旨でございますが、児童福祉司の処遇改善を図るため、児童福祉司の特殊勤務手当の規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容は、福祉総合相談所または八代児童相談所に勤務する児童福祉司に対し、福祉業務手当を一月につき6,600円支給するものでございます。

3、施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとしております。

続きまして6ページ、第67号議案、熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

7ページの条例案の概要で御説明いたします。

1、条例改正の趣旨でございますが、文書への押印の見直しに伴い、関係する4条例の規定を整備するものでございます。

2、主な改正内容は、関係4条例で定めております様式中の「印」の文字を削除するものでございます。

施行期日につきましては、令和3年4月1日から施行することとしております。

申し上げましたとおり、県では、現在、押印の見直しを進めており、条例により押印を規定している本件以外の見直し結果全体につきましては、後ほどその他報告で御報告させていただきます。

最後に、飛びまして53ページ、一番最後になりますが、第94号議案、包括外部監査契約の締結についてでございます。

54ページの概要で説明させていただきます。

地方自治法の規定に基づき、包括外部監査

として、監査の実施、報告等を内容とする契約を締結するものでございます。

(2)の契約の期間は、令和3年4月1日から令和4年の3月31日まで、(3)の契約金額は、1,379万4,000円を上限としております。

(4)の契約の相手方につきましては、今年度に引き続き、公認会計士の入江佳隆氏を予定しております。

人事課は以上でございます。

○梅川財政課長 財政課でございます。

資料お戻りいただきまして、8ページをお願いいたします。

議案第68号、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

19ページの条例案の概要で説明させていただきます。

1の条例改正の趣旨ですが、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容ですが、まず(1)が新たに手数料を設けるもので、6項目ございます。いずれも、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の認定制度が創設されることにより、新たに発生する事務手続に関し手数料を設けるものでございます。

(2)は低炭素建築物新築等計画認定などの申請手数料の面積区分を細分化するものでございます。

(3)は計量器定期検査手数料等において、2つ以上の計量範囲を有するはかりに関し、実態に合わせて金額の区分を設けるものでございます。

(4)は法改正に伴う文言整理等の所要の規定整理でございます。

3の施行期日ですが、法令の施行日等に合わせ、それぞれ公布の日、令和3年8月1日、それ以外は令和3年4月1日としております。

4のその他ですが、条例の施行日前になされている申請等に対する手数料は、改正前の額とする所要の経過措置を定めるなど、所要の規定の整備をするものでございます。

財政課は以上でございます。

○永江財産経営課長 財産経営課でございます。

資料20ページをお願いいたします。

熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

22ページの概要で御説明いたします。

まず、条例改正の趣旨ですが、熊本県道路占用料徴収条例の改正に伴いまして、同条例に定める占用料の額等を引用しております熊本県財産条例の使用料の額等を改正するものでございます。

主な改正内容ですが、行政財産である県有地に配水管等の地下埋設物を設置する場合の使用料の額等について、道路占用料徴収条例に定める占用料の額等に改定するものでございます。

施行期日は、令和3年4月1日からとしております。

財産経営課からは以上でございます。

○清田市町村課長 市町村課でございます。

資料の23ページをお願いいたします。

第70号議案、熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定についてです。

資料の24ページの条例案の概要で説明させていただきます。

1、条例改正の趣旨ですが、土地改良法の一部改正に伴い、関係規定を整理するものでございます。

2、主な改正内容ですが、同法の一部改正に伴い条項ずれが生じることから、所要の規定の整理を行うものです。

3、施行期日につきましては、公布の日か

ら施行することとしております。

市町村課は以上です。

○久保田税務課長 税務課でございます。

資料の25ページをお願いいたします。

第71号議案、熊本県税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

26ページの条例案の概要で御説明いたします。

1、条例改正の趣旨は、県民税法人税割の特例の適用期限を延長するものです。

2、主な改正内容は、資本金が1億円を超える法人などに対し、標準税率の1%に0.8%の税率を上乗せする、いわゆる超過課税の適用期限が本年9月30日までとなっていることから、再度5年間延長するものでございます。

あわせて、農業協同組合等の合併法人で特定のものについて、超過課税を除外する措置についても、同様に5年間延長いたします。

続いて、資料の27ページをお願いいたします。

第72号議案、熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

28ページの条例案の概要で御説明いたします。

1、条例改正の趣旨は、熊本地震により被害を受けた方に対する不動産取得税の減免措置について、代替不動産、被災した不動産の代わりとなる不動産のことでございます。その取得期限を延長するものです。

2、主な改正内容は、通常の災害の場合には被害を受けた日から3年以内としている代替不動産の取得期限について、平成28年熊本地震で被害を受けた方については、平成33年、令和3年3月31日までとする特例を設けており、その期限を令和5年3月まで2年間延長するものでございます。

3、施行期日は、先ほどの県税条例、この

災害減免条例ともに公布の日でございます。

税務課からは以上でございます。

○浦田くまモングループ課長 くまモングループでございます。

資料、飛びまして、49ページをお願いいたします。

議案第91号、財産の貸付けについてでございます。

1枚おめくりいただきました50ページの財産貸付けについての概要で御説明させていただきます。

くまモンのさらなる海外展開として、アニメ制作に取り組んでおりますが、製作委員会の幹事会社である吉本興行株式会社を相手方としまして、本県が保有しますくまモンに関する著作権及び商標権を普通財産の貸付期間である5年を超えた20年間貸し付けるものがございます。これは、アニメ、映画業界では制作する作品の発表後、作品上映や関連グッズ製作等で収益を上げ、その制作費を回収する方法で運営をしており、そのためには20年程度の期間がかかるためです。

本アニメ制作に当たっては、県はゼロ予算で、その制作費用は製作委員会が負担すること、また、アニメを全世界に配信することで、くまモンひいては熊本の認知度向上が見込めることから、ぜひ進めたいと考えております。

なお、最下段米印に記載しておりますとおり、万一貸付契約の日から5年を経過する日までに映像を配信する事業者等との配信契約を締結できなかった場合は、当該貸付契約を見直す旨の条件を付すこととしております。

くまモングループからは、以上でございます。よろしく願いいたします。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は該当する資料のページ番号、担当課と、あと、事業名を述べてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って着座のまま説明をしていただきたいと思います。

それでは、質疑はございませんか。

○高島和男委員 5ページです。歳入の件でちょっとお尋ねをしたいと思うんですけれども、県税ですね、令和2年度と令和3年度比較しますと、やっぱりこれだけ減るということでございますけれども、これはもう当然コロナ禍ということで、想定範囲内ということであるのは、もう十分承知をしておるんですけれども、このちょっと遡ってみますと、もう当然御案内のとおり平成30年でいくと県税2,008億円だったと。令和元年度が1,935億円。平成30年度と比較すると、令和3年度540億円という、とにかくやっぱり大幅な、大幅という言葉以上の減り方だということがあります。

知事も、一般質問の答弁では、地方交付税あるいは臨時財政対策債が増額するんで、一般財源の総額としては、昨年度を上回るということで確保されているから、安心というか、大丈夫ですというような御答弁だったと思うんですけれども、これだけ毎年、歳入の肝の部分である県税が減っているということは、非常にやっぱり深刻に受け止めなくちゃいかぬと私自身は思っております。財政課として、これをどのように分析をされているのかということ、ちょっと御説明をいただきたいと思えます。

○梅川財政課長 財政課でございます。

今高島委員御指摘のとおり、新型コロナウイルスの影響や災害も含めまして、かなり税収が落ち込んでいるという状況でございます。

今の質疑の中でも御紹介いただきましたように、知事も本会議で答弁しておりますが、まず、当初予算につきましては、地方財政計画において、全国的にですけれども、税收減を補う形で地方交付税や臨時財政対策債が増額されており、一般財源総額は今年度を上回る額が確保されているという状況でございます。

本県におきまして、これに沿った形で交付税等の増を見込んでおりまして、令和3年度当初予算編成時点では必要な財源を確保できると考えております。

今御指摘の中でありましたが、令和3年度当初予算、何とか厳しい中ではありますけれども、何とか予算編成はできたというふうに思っております。

そういった中にありまして、昨年の豪雨災害発生直後に、災害基金20億円を一旦取り崩しておりましたけれども、この20億円の災害基金についても全額積み戻しを行っております。さらに、9月に一旦ゼロになりました財政調整用4基金の残高につきましても、56億円まで確保できたという状況でございます。

こういった国の地財計画に沿った対応をとることで、苦しい状況ではありますけれども、何とか予算を組むことができた状況でございます。当面の財政運営には支障は生じないものと考えております。

以上でございます。

○高島和男委員 今年度そういう形で組んだというのは、十分承知をしております。私も申し上げたとおりなんです、この数年間を振り返ってみてということでの質問でございました。答弁をお願いします。

○梅川財政課長 御指摘のとおり、税收の経年変化を見ますと、高島委員御指摘のとおり、かなり減少してきているという状況は、

財政課でも把握しております。

税收や他の歳出予算も含めまして、年によってある程度の変動はやむを得ないといえますか、生じるものと考えておりますが、新型コロナウイルスなどの、ある意味突発的な事象に対して税收が減ってきているというようなところは、これはもう熊本だけではなくて全国的な課題でありますので、ある程度やむを得ないものと考えております。

県としては、税收確保に向けまして企業誘致はじめ、様々な取組、地方創生の取組も含めて歳出面でも予算の対応をしているところでございますので、今後とも税收の動向や交付税等を含めた一般財源総額の状況を踏まえながら、必要な予算の対応について行ってきたいと思っております。

以上でございます。

○高島和男委員 県でどうのこうのということをやってくださいという意味ではございません。確かに、災害であったりとかコロナであったりとか、自分たちでどうしようもできないという要因があるというのは、十分承知をしております。

いろいろ最近の指標といえますか、予想等々を見ておきますと、今年度に比べると来年度は比較的企業業績も向上するのではないかという見通しも立っておりますので、何とかそこいらで令和4年度か、少しでも税收が歳入がアップするように、私も祈るという言い方が適切かどうかわかりませんが、見守っていきたいと思います。

続けていいですか、委員長。

○増永慎一郎委員長 はい。

○高島和男委員 13ページをお願いします。

くまモングループの商業総務費でございますけれども、約9,700万円増額ということでございますけれども、これこそコロナ禍で、

くまモンの出動、活動というか、(2)くまモン隊の管理運営事業ですね。これは金額としては前年度並みなんですか。そして、また来年度、令和3年度は、従来のようなやっぱりイベント等にくまモンが出て行って、そしてまた皆さんと触れ合うというか、喜んでいただく、そういう活動を想定してのこれは予算でございますか。

○浦田くまモングループ課長 くまモングループでございます。

御質問いただきましたくまモンの出動につきまして、くまモン隊の管理運営事業につきましては、ほぼ前年度並みの予算としております。

活動内容としましては、県内以外の、県外とか海外のほうの活動、イベント等はなかなかない状況ではございます。コロナの影響もでございます。

ただ、海外への動画配信であるとかリモートでのやりとりとか、観光とか物産のPR活動、こちらのほうはかなり伸びておりますので、そういう活動をしながら、くまモンスクエアでの定期的なステージ等、一時コロナの影響でステージ休止した時期もございますが、そういうのをやっているところでございます。

それ以外でも、くまモンのイラストを活用した商品等の発売によって話題化を図るとか、そういうことで熊本のPRを続けておるところでございます。

ちなみに、前年度予算に比べまして1億程度増にはなっておりますが、これにつきましては、基金のほうが9月補正で計上しておりますので、その分が増えているというところでございます。

○高島和男委員 はい、ありがとうございます。

ただ単に出動するだけじゃなくて、SNS

であったり、あるいはリモート等々でも考えているというような御発言だったと思うので、確かにやっぱり新しい生活様式ということで、くまモン自体も働き方改革というか、少し考えたほうがいいのかなというふうに思いますので、ぜひ御検討もお願いしたい。これは要望でございます。

以上です。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○西聖一委員 3点ありますから、一括質問するので、それぞれお答えいただければと思います。

まず、4ページです。

○増永慎一郎委員長 すみません、関連がありますか。関連がないなら1つずつ別々にしてもらったほうが。

○西聖一委員 まず、4ページ目の特別会計の高度技術研究開発基盤整備事業、これはどういう内容なのか、ちょっと教えてください。

○増永慎一郎委員長 4ページの分ですね。

○梅川財政課長 財政課でございます。

4ページ上段でございます。高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計、これは、いわゆるテクノ特会と呼ばれるものでございまして、令和3年度の予算の主な内容については、テクノ特会で対応している事業の起債の借換えに伴う予算を計上しているものでございます。

以上です。

○西聖一委員 借換えの予算がたまたま回ってきたということで理解していいんですか。

○梅川財政課長 はい、そのとおりでございます。

○西聖一委員 分かりました。

人事課にお尋ねします。

すみません、7ページになるんですけども、人件費が0.3%ですが、前年度より減っていますが、この理由を教えてくださいませんか。

○城内人事課長 主な理由といたしましては、令和2年度の給与改定で期末手当支給額の引下げを行っております。この関係での減というのが一番大きな理由でございます。

○西聖一委員 じゃあ人員が減ったということではなくて、期末手当の分ということでしょうか。

○城内人事課長 大きな理由としましては、そういうことです。

○西聖一委員 あと、もう1点。すみません、委員長。

最後、先ほどくまモンの話が出たんですが、13ページです。基金積立て1億円、9月補正に続いてされるということだと思っておりますけれども、最終目標積立額というようなものはあるのでしょうか。

○浦田くまモングループ課長 くまモングループでございます。

基金の積立てにつきましては、当面は積み立てていくということなんですけれども、いずれ、海外での今商品展開をしております、そのロイヤリティーが令和3年度ぐらいから黒字に、偽物対策等で今そちらの経費のほうがかかっておりますのでプラスにはなっていないんですが、令和3年以降ぐらい、令和4年ぐらいから収入としてロイヤリティーが入ってく

ると思われまして、それも含めて基金に積立てをいたしまして、いずれはくまモンの活動経費、これを基金の取崩し金で賄えることを目標ということでやっております。

○西聖一委員 ですから、総額10億とか、場合によっては、そのロイヤリティーが入ってくれば10億とかいう可能性もあるということですか。

○浦田くまモングループ課長 はい。うまくそういうのが伸びてくれば、かなり増えてくることになるかと思いますが、ただ昨年度の売上調査でいきますと、海外分は少し下がってはおります。ただ、トータルでは、国内も含めると伸びておりますので、今後コロナが落ちついてくれば、また増えてくることは期待されます。

以上です。

○西聖一委員 余りよく分からないですけども、その財源は一般財源とかじゃなくて、その売上げから捻出するというのであれば、県の財政にこれから大きく影響は与えることはないということで理解していいですか。

○浦田くまモングループ課長 はい、そのように考えております。

現在、くまモン関係の経費で5億程度かかっておりますが、これがいずれは基金の取崩しとロイヤリティーのほうで賄えることを目指しております。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○荒川知章委員 14ページの防災総務費の7で、自助力強化推進事業のマイタイムライン、これの普及に要する経費なんですけれども、具体的にはどういった形で、これ大事な

ことだと思えるんですけども、こういった形で普及をされていこうと思っていच्छいますか。

○柴田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

マイタイムラインは、台風や大雨などの災害に備えまして、住民一人一人の避難行動を時系列に明確にした防災行動計画のことでございます。

こちらにつきましては、まずはマイタイムラインをつくっていただくということで、作成手引とそのひな形を県のほうで準備いたします。そちらを作成機能を備えましたホームページを作成いたしまして、県民のほうにまず提供していきたいというふうに考えております。

またタブロイド版、マイタイムラインをタブロイド版の広報誌にしまして、全世帯へも周知していくということ、それと簡易な作成キットを作成いたしまして、教育委員会や学校とも連携しながら、子供から家庭への普及を目指しております。

あと、自主防災活動、地域における自主活動組織がございますけれども、そちらの中で地域における日頃の防災活動、そういった中でこのマイタイムラインを使って、住民一人一人の意識の醸成と、あと、作成、そういったものを普及していきたいというふうに考えております。

○荒川知章委員 ありがとうございます。

もう1点いいですか。

○増永慎一郎委員長 はい。

○荒川知章委員 関連なんですけれども、15ページの11番と12番、デジタルアーカイブ事業で、令和2年7月豪雨と熊本地震のデジタルアーカイブ事業とあるんですけども、11

番では令和2年7月豪雨の教訓を国民全体で共有しとあるんですけども、これってアーカイブをホームページか何かで見られるように、皆さんが見られるような感じでしょうか。

○柴田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

現在、アーカイブにつきましては、熊本地震のデジタルアーカイブというものを、ホームページをつくりまして公表しております。県のホームページからアクセスできるようになっておりますけれども、今後はそのホームページを改修いたしまして、地震と7月豪雨どちらも閲覧できるような仕組みにしまして、県民、国民のほうに配信してまいりたいと思っております。

ホームページで公表するだけではなく、現在、国のほうの国会図書館がやっております東日本大震災のアーカイブ「ひなぎく」等とも連携しておりますので、そちらの方から県のアーカイブのほうに検索もかけられる、そのような状況になっております。いろんな、全国的にアーカイブ事業を進めているところがございますので、そういったところとも連携しながら、広くこの水害、地震の教訓を共有いたしまして、災害対応の向上を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○荒川知章委員 はい、ありがとうございます。

アーカイブ事業もこのマイタイムラインも、非常に大事なことだと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○吉永和世委員 10ページ、知事公室ですか。地震対応分ということで、『ONE PIECE』

の連携応援事業とあるんですが、『ONE PIECE』といいますと、もう国内をはじめ、国外で大変人気がある企画だなと思っております。

そういった中、尾田栄一郎さんとか集英社の御理解によって今、像の設置が行われているということで、大変すばらしい結果が出ているというふうに認識をしているわけでございますし、さらなるその成果を期待すると、今そういった状況にあるのかなというふうに思っているんですが、そのさらなる期待というのは、これを基にやっぱり県下全域への波及というのは大変期待をすところなんですが、これも震災対応分で今これ組まれているんですが、その県下全域への波及という部分で、何か別に取組というか、予算というのがほかにあるんでしょうか。

○津川政策調整監 知事公室付でございます。

(2)の『ONE PIECE』連携復興応援事業の中に、先ほど少し御説明したんですけども、地域資源のさらなる魅力化に要する経費というところでございます。こちらのほうが新規の事業になっておりまして、令和3年度の予算におきましては、新たな取組として、熊本の地域資源や文化、芸能などと『ONE PIECE』と連携した取組に対して支援する事業の予算化を御提案しております。こちらのほうの実施に当たりましては、県下全域を対象といたしまして、地元の市町村の主体的な関与や著作権の許認可などの必要性はございますけれども、こういった分で県南地域等も含め、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○吉永和世委員 県下全域で取り組むということなんで、ぜひすばらしい成果を上げていただきたいなというふうに思います。

やはり各自自治体、そういったところの積極

的な参加というのも大事だというふうに思っていますので、そこはしっかりと連携を取ってやっていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。なければ、以上で質疑を終了します。

それでは説明員の入れ替えをしますので、皆さん方はしばらくお待ちください。

(説明員の入替え)

○増永慎一郎委員長 次に、本委員会に付託された企画振興部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局の議案を議題とし、これについて審査を行います。

担当課長から順次説明をお願いしますが、効率よく進めるため、説明は着座のまま簡潔にお願いします。

○阪本企画課長 企画課でございます。

当初予算説明資料の39ページをお願いいたします。

3段目の計画調査費でございますが、3億7,000万円余を計上しております。

右側の説明欄で主なものを説明いたします。

2の企画推進費の(2)ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業は、若者の県内就職を後押しするため、企業と県が連携して奨学金返還等の支援を行う経費でございます。

(3)のSDGs推進事業は、4月から募集を開始しますSDGs登録制度等の運用等に要する経費でございます。

次に、4の奨学金返還支援基金積立金は、ただいま2の(2)で説明しましたふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業の関連になりまして、このサポート事業では10年間にわたり企業と県で奨学金返還を支援することとしておりますので、令和2年度に支援企業に就職した若者へのこの10年分の支援

に必要となる経費を奨学金返還支援基金に積み立てるものでございます。

なお、当該基金につきましては、今定例会で設置条例を提案しておりますので、後ほど御説明いたします。

次に、40ページでございます。

5のふるさとくまもと応援寄附基金積立金は、企業版ふるさと納税としての寄附を基金に積み立てるものでございます。

企画課からは以上でございます。

○中村統計調査課長 統計調査課でございます。

資料の41ページをお願いいたします。

中段の委託統計費について、2億1,100万円余をお願いしております。

これは、国の各省から委託を受けて実施しております統計調査に係る経費でございまして、毎年度実施する委託統計費経常分と、5年に1度実施いたします周期分の調査に係る経費を計上しております。

次に、下段の単県統計費について、240万円余をお願いしております。

これは、県が行う統計調査や統計資料の作成等に係る経費を計上しております。

統計調査課からは以上でございます。

○池永地域振興課長 地域振興課でございます。

資料42ページをお願いいたします。

計画調査費につきまして、8億1,000万円余を計上しております。

まず、1の開発促進費2億9,000万円余の主な事業について御説明いたします。

通常分の「環境首都」水俣・芦北地域創造事業につきましては、水俣・芦北地域において環境負荷を低減しながら、地域経済の発展と産業基盤の強化を図る取組への支援に要する経費でございます。

次に、2の企画推進費4億7,000万円余の

主な事業について御説明いたします。

通常分の(1)地域づくりチャレンジ推進事業につきましては、地域課題解決に取り組む地域団体等への総合的な支援などに要する経費でございます。

(2)の移住定住促進事業につきましては、移住、定住の促進などに要する経費でございます。

7月豪雨分の地域づくりチャレンジ推進事業につきましては、地域団体等による豪雨からの復興に向けた地域づくりの取組への支援に要する経費でございます。

地震対策分の立野・黒川地区地域再生等支援事業につきましては、南阿蘇村立野・黒川地域の創造的復興に向けた取組への支援に要する経費でございます。

次に、3の特定地域振興対策費300万円余は、過疎や離島など特定地域の振興対策に要する経費でございます。

最後に、4の土地利用対策費3,900万円余は、地下調査や土地取引の届出審査等に要する経費でございます。

地域振興課からは以上でございます。

○内藤文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

資料の43ページをお願いします。

計画調査費について、6億9,100万円余をお願いしており、主な事業を説明します。

1の文化企画推進費として、2億1,700万円余をお願いしております。

(1)の世界文化遺産登録推進事業は、阿蘇の世界文化遺産の登録推進に向けた取組や既に登録された万田坑、三角西港及び天草の崎津集落の適切な資産の保全と活用の推進に要する経費でございます。

(4)の脱トリプルパンチ心の復興支援事業は、熊本地震、新型コロナ、令和2年7月豪雨災害により閉塞感が漂う県民の心の復興を目指して実施する県立劇場や県南地域での舞

台公演関連事業、映像制作等に要する経費でございます。

(5)の伝統文化等継承対策事業は、神楽や舞といった県内各地域の伝統芸能が抱える課題の実態調査及び情報発信に要する経費でございます。

次に、2の県立劇場費として、4億7,300万円余をお願いしております。

(1)の県立劇場施設整備費は、防火シャッターの避難時停止装置の取付け等に要する経費でございます。

(2)の県立劇場管理運営事業は、県立劇場の指定管理業務委託等に要する経費でございます。

次に、44ページをお願いします。

債務負担行為の設定です。

県立劇場整備事業は、県立劇場保全計画のうち、令和5年度に予定している自家発電設備や空調、電気、給排水などの操作、中央施設設備の更新等を行う改修工事の設計に要する経費です。

工事の設計については、通常、工事前年度に行う必要がありますが、設計に9か月程度かかること、また、1年前から事前予約を受け付ける関係上、工期を早めに分かる必要があること、これらを踏まえると、設計は令和3年度から開始する必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

文化企画・世界遺産推進課からは、以上でございます。

○福原川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

説明資料45ページをお願いいたします。

計画調査費について、3億300万円余をお願いしております。

右の説明欄をお願いいたします。

1の川辺川総合対策費です。

(1)の球磨川水系総合対策費につきましては、球磨川水系の治水対策等の諸課題につい

での総合的な対策や調整に要する経費でございます。

(2)の五木村振興交付金交付事業につきましては、ふるさと五木村づくり計画に基づき、村が実施するソフト、ハード事業に対して助成するものでございます。

2の五木村振興基金積立金につきましては、運用利息を積み立てるものでございます。

川辺川ダム総合対策課からは以上でございます。

○小川交通政策課長 交通政策課でございます。

資料の46ページをお願いいたします。

計画調査費につきましては、13億2,500万円余をお願いしております。

主なものについて御説明いたします。

1の交通整備促進費につきましては、(1)肥薩おれんじ鉄道関連事業につきましては、同社の鉄道基盤の整備維持に対する補助金でございます。

続きまして、(2)の地域交通企画調整事業につきましては、地方バスや航路等への支援、離島振興策として実施する御所浦及び湯島航路の利便性向上に要する経費、また、阿蘇くまもと空港における空港ライナーを運営する協議会への負担金等でございます。

続いて、(3)の広域交通網形成促進事業につきましては、三県架橋及び八代・天草シーライン構想の推進に要する経費でございます。

また、地震対応分として、南阿蘇鉄道及び沿線地域の公共交通の維持活性化に要する経費、7月豪雨分として、くま川鉄道及びJR肥薩線の復旧に向けた協議調整に要する経費を計上しております。

続きまして、2の空港整備促進費でございます。

(1)の阿蘇くまもと空港関連事業についま

しては、阿蘇くまもと空港直轄事業負担金や阿蘇くまもと空港国際線振興協議会への負担金等でございます。

(2)の地域航空推進事業につきましては、天草エアラインの機材整備に対する補助金等でございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして、地震対応分として、空港アクセス検討委員会の開催経費等を計上しております。

最後に、企画施設災害復旧費でございますが、地震からの災害復旧を行う南阿蘇鉄道株式会社に対する県補助金3億1,700万円余を計上しております。

交通政策課は、以上でございます。

○椎場情報政策課長 情報政策課でございます。

資料の48ページをお願いします。

人事管理費でございますが、9億8,800万円余をお願いしております。

主な事業を説明します。

まず、コロナ対策分のICTを活用した働き方改革等推進事業につきましては、新型コロナウイルス対策における新しい生活様式への対応としまして、オンライン会議やテレワークの環境整備に要する経費でございます。

次に、通常分としまして、(1)の電子計算管理運営事業は、ホストコンピューターシステムの管理運営に要する経費でございます。

(2)の庁内情報基盤管理運営事業と(3)の電子県庁構築事業につきましては、職員用のパソコンの調達及び庁内の各種情報システムの管理運営等に要する経費でございます。

(5)のICTを活用した働き方改革等推進事業につきましては、ICTを活用した業務効率化を進めるための経費でございます。県庁舎の庁内LANの無線化などを進める予定でございます。

(6)の行政デジタル化推進事業は、新規事

業でございます。市町村及び県庁のデジタル化に向けた調査研究実証事業に要する経費を予定しております。

続きまして、49ページをお願いします。

計画調査費でございますが、8億2,500万円余をお願いしております。

7月豪雨分の熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業につきましては、熊本県総合行政ネットワークの回線における各地域振興局と中継局間の二重化に要する経費でございます。

次に、通常分でございます。

(1)の県総合行政ネットワーク管理運営事業につきましては、熊本県総合行政ネットワークの管理運営及び通信回線の借り上げに要する経費でございます。令和3年度に全庁ネットワークの機器更新を予定しておりまして、そのため前年度に比べ3億9,400万円余り増額となっております。

(2)の社会保障・税番号制度に係る共同システム整備事業につきましては、マイナンバー制度に係るシステムの保守・改修等に要する経費でございます。

情報政策課からは以上でございます。

○福原政策監 球磨川流域復興局でございます。

説明資料の50ページをお願いいたします。

計画調査費で25億円余をお願いしております。

右側の説明欄をお願いいたします。

1の企画推進費の球磨川流域復興局運営費につきましては、緑の流域治水の推進及び令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興に向けた取組の推進等に要する経費でございます。

2の球磨川流域復興基金積立金につきましては、運用利息を積み立てるものでございます。

3の球磨川流域復興対策費の球磨川流域復興基金交付金は、当該基金等を活用いたしま

して、被災者の生活支援など市町村の取組への支援等に要する経費でございます。

球磨川流域復興局からは、以上でございます。

○村上会計課長 会計課でございます。

資料の52ページをお願いいたします。

まず、上段の一般会計でございますが、2段目の会計管理費について、2億1,200万円余を計上しております。

主なものを説明させていただきます。

右側の説明欄を御覧ください。

(2)の総合財務会計システム管理費1億5,100万円余につきましては、現在稼働中のシステムに係る保守委託等に要する経費を計上しております。

また、(6)の新総合財務会計システム構築事業2,200万円余につきましては、行政手続におけるペーパーレス、キャッシュレス等を推進するに当たり、それらに対応した新システムの基本構想の策定に要する経費を計上しております。

3番目の利子につきましては、支払い資金が不足したときに行う一時借入金の利子として、前年度と同額の700万円を計上しております。

続いて、資料下段の収入証紙特別会計でございますが、一般会計繰出金につきまして、証紙による手数料収入への一般会計への繰出金として、前年度と同額の28億円を計上しております。

会計課は、以上でございます。

○中川管理調達課長 管理調達課でございます。

資料53ページをお願いいたします。

下段の会計管理費として、3,700万円余を計上しております。

右の説明欄をお願いいたします。

新規事業の(3)公契約条例制定検討事業と

して、120万円余を計上しております。

公契約とは、建設工事をはじめ、物品購入や業務委託など県が締結する契約であります。この契約を通しまして、契約の相手方となる事業者の適正な労働環境整備による働き方改革の推進や公共サービスの質の確保などを目的とした公契約条例の制定に向け検討することとしております。

予算につきましては、有識者等による検討委員会の開催に要する経費でございます。

次に、54ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

備考欄の県有施設等管理業務など3業種につきましては、全庁分を当課で一括して計上しております。

今回は、令和3年度の年度途中から経理業務、システム維持管理、パソコンリースなど複数年度にわたって契約を行うものにつきまして、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

管理調達課からは以上でございます。

○工藤公務員課長 人事委員会事務局でございます。

資料の56ページをお願いします。

表上段の委員会費618万円余につきましては、人事委員会委員の報酬及び人事委員会の運営費に要する経費でございます。

次に、下段の事務局費につきましては、1億4,904万円余をお願いしております。

このうち、運営費が2,884万円余でございますが、この内訳につきましては、県職員等の採用試験に要する経費などでございます。

最下段の最後でございます「県庁のしごと」魅力発信事業費につきましては、県職員として有為な人材を確保するための広報活動に要する経費でございます。

人事委員会事務局からは以上でございます。

○林田監査監 監査委員事務局でございます。

資料の57ページをお願いします。

まず、上段の委員費2,000万円余につきましては、監査委員の報酬等に要する経費でございます。

次に、下段の事務局費につきましては、1億2,800万円余を計上しております。

右側の説明欄をお願いします。

2の運営費1,100万円余につきましては、事務局職員の活動費等に要する経費でございます。

監査委員事務局からは以上でございます。

○横尾議会事務局次長 議会事務局でございます。

58ページをお願いいたします。

上段の議会費でございますが、9億8,600万円余を計上しております。

右側の説明欄を御覧ください。

2の運営費にありますが、定例会、委員会の費用弁償、政務活動費等に係る経費でございます。

下段の事務局費でございます。3億5,700万円余を計上しております。

右側の説明欄を御覧ください。

2の運営費ですが、本会議、委員会の運営や庁舎管理等に係る経費でございます。

議会事務局は以上でございます。

○阪本企画課長 企画課でございます。

続きまして、条例等議案について御説明いたします。

条例等議案の29ページをお願いいたします。

議案第73号、熊本県奨学金返還支援基金条例の制定についてでございます。

おめくりいただき、31ページの概要を御覧ください。

この条例は、先ほど予算議案で説明しまし

たふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度におきます奨学金返還支援に要する経費に充てるための基金を新たに設置するものでございます。

続きまして、51ページをお願いいたします。

議案第93号、新しいくまもと創造に向けた基本方針の策定についてでございます。

説明のほうは、資料のほうの議案関係別冊のほうを、恐れ入りますが、お願いいたします。

表紙をおめくりいただき、A3判のカラー版があるかと思いますが、別冊のほうのA3判のカラーでございます。こちらで説明させていただきます。

なお、このその他報告事項の③第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び④の人口ビジョンの改訂につきましても、関連しますので、恐れ入りますが、ここで併せて説明させていただきます。

それでは、まず、基本方針でございますが、この基本方針は、蒲島県政4期目の基本方針として、令和5年度までの期間で重点的に推進する取組の方向性を取りまとめたものでございます。パブリックコメント、地方創生会議等の御意見を踏まえ、まとめたものです。

資料左側の基本理念になりますが、「熊本地震と令和2年7月豪雨からの創造的復興を両輪に、新型コロナウイルス感染症による社会の変容を見据え、持続可能な「新しいくまもと」を創造する。」としております。

この基本理念の実現に向け、理念の右側の縦軸でございますが、4つの柱並びに球磨川流域における緑の流域治水の推進、水俣病問題について施策を推進してまいります。

あわせて、誰一人取り残さない持続可能な社会づくりというSDGsの理念に沿って取組を進めてまいります。

次に、資料の右側になりますが、この基本

方針に沿った具体的な施策につきましては、総合戦略としてまとめてございます。

まず、7月豪雨からの創造的復興では、復旧・復興プランを踏まえ、住まい、コミュニティの創造など、一日も早い復旧、復興に向けて取り組むとともに、国土強靱化、幹線道路の整備を進めます。

次に、新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応では、感染拡大防止対策並びにDXの推進、移住、定住等、熊本への人の流れの創出などに向けまして取組を進めます。

次に、熊本地震からの創造的復興では、復興の総仕上げに向けて、住まい、事業の再建、益城町のまちづくり、過疎地域の振興、大空港構想等を着実に進めます。

4 本目の将来に向けた地方創生の取組では、学力の向上、若者の地元定着、産業人材の確保、育成、子どもを安心して産み、育てられる環境整備などを進めることとしております。

以上、これらの着実な推進に向け、PDCAサイクルにより運営し、市町村と連携して取り組んでまいります。

なお、本件は県政全般に関する事項になりますので、他の常任委員会でも同様に御説明をしております。

また、その他④の人口ビジョンにつきましては、本県人口の2060年の将来展望を示すものでございますが、今回、第2期総合戦略の策定に当たり、統計データの時点更新等に改正したものでございます。

企画課からは以上でございます。

○内藤文化企画・世界遺産推進課長 条例等関係説明資料の32ページをお願いします。

第74号議案、熊本県立劇場条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明は、条例案の概要で御説明いたします。39ページを御覧ください。

1の条例改正の趣旨ですが、熊本県立劇場

について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に対応し、利用者に対し新たな使用方法の選択肢を増やすことにより、文化芸術の発信の場としての多様なニーズに応え、ウィズコロナの社会においても利用者に安定的に活動の場を提供するとともに、劇場のさらなる利用促進につなげるため、新たな使用方法及び使用料の設定に係る関係規程を整備するものです。

2の内容ですが、熊本県立劇場については、現在、部分貸しの使用を認めておりません。しかし、このたびの新型ウイルスの感染防止対策として、例えば無観客での公演収録配信や観客を少人数に抑えた催しの開催など、新しい生活に沿った利用者の文化芸術活動に対応するため、コンサートホール及び演劇ホールの使用について、ステージのみ、それからステージと客席の一部及びホワイエのみ、それからホワイエのみの部分貸しで使用する場合の使用料を追加するものです。

具体的には、①から③がコンサートホール、④から⑤が演劇ホールについての記載ですが、それぞれステージのみ使用する場合は従前の全体使用の6割、ステージと客席の一部及びホワイエのみを使用する場合は全体使用料の8割、ホワイエのみを使用する場合は全体使用料の2割の使用料としております。

全体の使用料から乗じる率は、近隣の施設である熊本城ホールをはじめ、全国の類似施設の状況を参考に設定したものです。

施行期日についてですが、令和3年4月1日からとしています。

文化企画・世界遺産推進課からは以上でございます。

○椎場情報政策課長 情報政策課でございます。

説明資料の40ページをお願いいたします。

議案第75号、熊本県行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の一部を改正

する条例の制定についてでございます。

45ページの条例案の概要のほうで御説明をさせていただきます。

45ページをお願いします。

まず、条例改正の趣旨でございますが、令和元年12月にデジタル手続法が施行され、国の行政手続に関しまして、オンライン実施が原則化されるとともに、地方公共団体においても、努力義務規定とする規定が整備されたところでございます。

また、国においては、今般のコロナウイルス感染症、デジタル庁設置に向けた取組などデジタル化の動きが加速しており、県においても、今後、行政手続のオンライン化を推進する観点から条例改正を行うものでございます。

2の主な改正内容でございます。

主な改正内容としまして、そこに9点上げておりますが、大きく2点にまとめられると思っております。

1点目は、法律の名称が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律から情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められ、行政のデジタル化に関する基本原則などが整備されたことを踏まえまして、条例の名称や目的の改正、県の責務や市町村との連携規定などを整備するものでございます。

2点目は、行政手続のオンライン化の推進に向けて、法律の内容に沿いまして、電子化が困難と認められる部分以外の部分について、電子申請を可能とする規定やオンラインで確認が可能な場合、住民票の写しなど添付書類の書面を省略することができるような規定を整備するものでございます。

施行期日は、公布の日からとしております。

その他でございますが、附則で、所要の経過措置や条例の名称変更に伴いまして、引用している条例を整理するなどの改正を行って

おります。

次に、46ページをお願いします。

議案第76号、熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報等の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

条例案の内容につきましては、48ページの条例案の概要で御説明させていただきます。

48ページをお願いします。

まず、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法において地方公共団体が独自に個人番号等を利用する場合、当該事務を条例で定めることとされており、本県における個人番号等の独自利用事務を定めたものでございます。

条例改正の趣旨でございますが、本県ではマイナンバーを利用した独自利用事務が11ございます。このうち、私立高等学校、公立高等学校に在学する生徒に対する支援金、給付金に関しましては、既にマイナンバーの独自利用事務として規定しているところでございますが、令和2年4月から専攻科の生徒に対しましても支援金、給付金の交付が拡大されたことに伴いまして、マイナンバーの独自利用事務として追加するために条例改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますけれども、私立高等学校の専攻科に在学する生徒に対して交付する就学支援金の交付に関する事務など、3つの事務を追加するものでございます。

事務の詳細な内容につきましては、規則で定めることを予定しております。これによりまして、支援金、給付金の交付申請の際に課税証明書等の添付が省略され、申請者の負担軽減や事務の効率化にもつながるといふふうに期待しております。

施行期日は、公布の日からとしております。

情報政策課は、以上でございます。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いしたいと思います。

また、質疑を受けた課は、課名を言って着座のままで説明をしていただきたいと思います。

それでは、質疑はございませんか。

○山本伸裕委員 46ページの空港整備促進費についてお尋ねしたいんですけども、この点、ちょっと基本的な理解がなくて申し訳ないんですが、この直轄事業負担金ですね、これは空港運営事業に対する負担金なんですか。

○小川交通政策課長 交通政策課でございます。

ただいま御質問がありました熊本空港の直轄事業につきましては、こちらは民間の空港事業会社に対する負担金ということではございませんで、国が空港に対して行うハード面の事業ですね、こちらに対する県の負担分ということになります。

以上です。

○山本伸裕委員 この負担割合は何%になりますか。

○小川交通政策課長 交通政策課です。

おおむね3分の1となっております。

以上です。

○山本伸裕委員 ありがとうございます。

それで、阿蘇くまもと空港国際線振興協議会負担金というのもの、この関連事業の中に

計上されているようにですけども、この阿蘇くまもと空港国際線振興協議会の事業計画書が毎年7月の時期に取りまとめられているようなんですけども、かなり、やっぱりコロナの影響であるとか、この事業計画そのものも相当シビアなんですね。見直しが必要になってくるんじゃないかと思っているんですけども、この事業計画書の新たな策定について、今どのように進められているのかというのを教えていただけますでしょうか。

○小川交通政策課長 交通政策課でございます。

熊本空港の国際線振興対策事業の中の協議会の御質問をいただいております。

委員御指摘のとおり、毎年この協議会の中でこの事業計画書を策定して、それに基づいてそれぞれ事業を進めているところでございます。

委員御指摘ありましたとおり、今コロナ禍ということで、具体的には熊本空港には国際線が飛んでいないという状況になっております。しっかり、それぞれの時代に合った事業というものを今後もしっかり策定をして進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○山本伸裕委員 やっぱり、ちょっと今の状況は残念ながら、なかなか国際線の就航拡大というようなところの見通しが持てないような状況になっているかと思うんですけども、やっぱり今の状況を踏まえた計画書の情勢を反映した形での見直しというものが求められていると思いますので、そこはぜひよろしくをお願いします。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第44号、第47号、第55号、第58

号、第65号から76号まで、第91号、第93号及び第94号について一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」「委員長」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 一括採決に反対の議案は、どの議案ですか。

○山本伸裕委員 第44号及び第75号、76号については、挙手をお願いしたいと思います。

○増永慎一郎委員長 それでは、一括採決に反対の表明がありました議案第44号、第75号、第76号について、挙手により採決をいたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○増永慎一郎委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第44号外2件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残りの議案第47号外15件について採決いたします。

原案のとおり可決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第47号外15件は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 では、そのように取り計らいます。

ここで、また説明員の入替えをしますので、10分間休憩をいたします。

午前11時30分休憩

午前11時39分再開

○増永慎一郎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が7件あっておりますが、次第の3、4については、議案の説明の際に既に説明がっておりますので、それ以外5件について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○城内人事課長 人事課でございます。

委員会報告資料の①をお願いいたします。

A4横の一枚紙でございます。

行政手続の押印の見直しについて、御説明いたします。

まず、1の国の取組についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、昨年4月から行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しが進められております。

このうち押印につきましては、押印が求められている趣旨を踏まえ、必要な手続を除いて廃止するという方針が示されております。

次に、2の県の取組についてでございます。

本県におきましても、行政手続における住民負担を軽減し、利便性の向上を図るとともに、申請手続のオンライン化を推進するため、廃止可能な押印は令和2年度内に廃止することとし、県民や事業者等が県へ提出する文書への押印を対象に見直しを進めてまいりました。

見直し結果をまとめたものが下の表でございます。

様々な行政手続の中で、県民、事業者等が県に提出する文書に押印いただいていたものが1,919件ございます。このうちの89.5%に

当たる1,718手続につきまして、令和2年度内に押印を廃止いたします。

一方、押印を存続させる手続が201件ございますが、これらは、全て国が押印の取扱いを示しているものであり、国の見直し状況に応じて押印廃止を検討していくこととしております。

このほか、県が発出する文書への押印や県内部での意思決定時の押印につきましても、別途見直しを進めてまいります。

人事課からは以上でございます。

○橋本消防保安課長 消防保安課でございます。

その他報告事項の資料②をお願いします。

消防指令の共同運用の検討状況について御説明させていただきます。

この検討につきましては、令和元年9月に策定しました熊本県消防力強化推進計画に基づいて、県内の市町村及び消防本部とともに事務レベルでの検討を進めているものでございます。まだ途中段階ですが、現在の検討内容をまとめたものです。

この資料の2と3にありますように、共同化した場合の人員面での効果や4の整備費用等についての試算等を行っているところです。

資料の裏面をお願いします。

5の効果と課題ということで、既に共同運用を行っている他県の事例や先ほどの試算等も踏まえて整理したものでございます。

効果としては、大規模災害時等での災害対応能力の向上ですとか、現場要員の充実、整備の効率化などが挙げられています。

下段の課題と対応策ですが、管轄が広がることによる地理不案内や関係機関との連絡調整、通信回線の安全性確保などの課題とそれに対する対応策等をまとめています。

今後の主な検討項目として、費用の負担割合や共同運用の方式などがありますが、引き

続き、市町村等と連携しながら検討を進めてまいります。

消防保安課からは以上でございます。

○池永地域振興課長 地域振興課でございます。

総務常任委員会報告資料5をA3のカラーの資料をお願いいたします。

熊本県土地利用基本計画、第5次熊本県国土利用計画の策定について、概要を御説明させていただきます。

まず、計画策定の経緯、趣旨でございますが、県土利用の方向性を定める熊本県国土利用計画と個別規制法間の方向性を示す熊本県土地利用計画とも策定から約10年が経過しており、国の第5次国土利用計画を基本とし、本県の環境の変化等を踏まえ策定するものでございます。

次に、計画全体の概要でございますが、県土利用をめぐる環境、条件として、中心市街地の空洞化や荒廃農地の増加といった人口減少や高齢化の進展による問題が懸念されております。

また、本県には美しい自然環境がある一方、近年減少傾向にある地下水の涵養、保全が重要となっています。さらに、熊本地震や豪雨災害の発生により、災害に強い県土づくりも必要となっております。

これらの環境等を踏まえ、県土利用の基本方針として、1、適切な県土管理を実現、2、自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用、3、地下水の保全に配慮、4、安全・安心の実現の4つを掲げ、県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土の形成を目指すこととしております。

次に、県土利用の基本方向では、地域類型別、利用区分別に整理をしております。

次に、3の利用区分ごとの規模の目標、地域別の概要でございます。

下段中ほどの表を御覧ください。

目標年次を2030年とし、これまでの推移とそれぞれの計画などにに基づき数値を設定しております。

また、地域別概要では、県内を6つの地域に分け、土地利用の方向性を整理しております。

次の4では、必要な措置の概要としまして、県土の保全や持続可能な県土管理などの主なものを載せております。

最後に、5の土地利用の調整指導方針として、土地利用規制の観点から見て、総合的かつ計画的な土地利用の実現を図るための調整指導方針を整理しております。

以上が計画案の概要でございます。

○椎場情報政策課長 情報政策課でございます。

総務常任委員会報告資料の⑥、A3横のものをお願いしたいと思います。

熊本県情報化推進計画の策定につきまして御説明をさせていただきます。

12月の委員会におきまして、現在の情報化施策推進方針の改定の必要性や計画の素案の概要につきまして御報告させていただきました。

その後、県の基本方針や復旧・復興プランとの調整、パブリックコメントを経て、このたび計画案を取りまとめましたので、その内容を報告させていただきます。

まず、計画の位置づけや計画期間、目指す姿、方向性等につきましては、前回報告しましたとおり、変更はございません。

資料の右側に具体的な施策26本を掲げております。各施策につきましては、12月の時点では施策の項目名のみを掲げておりましたが、今回は、より具体化して施策の内容を記載しております。

例えば、安全・安心・便利で創造性豊かな社会の実現に向けた施策としまして、ICTインフラの整備として光ファイバ未整備地域

の解消などに取り組むこととしております。

以下、県民が便利に暮らせるまち、企業や事業者が創造性を発揮できるまち、災害や危機に強いまちとして、それぞれの取組を記載しております。

また、令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランとの調整を行い、資料の中ほどにICTの活用による令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランの推進の項目を盛り込み、復旧・復興プランに掲げるICT施策についても一体的に推進していくこととしております。

次に、デジタル行政の実現に向けた施策としましては、庁内業務プロセスの改革として、電子決裁、RPA・AIの活用、行政手続の3レスの推進として、申請等のオンライン化やキャッシュレス収納などに取り組むとともに、市町村の行政手続のオンライン化やシステムの標準化に向けた支援を行うこととしております。

また、県行政の通信ネットワークについても、多様な通信手段の確保や冗長化に取り組むこととしております。

今後、熊本県高度情報化推進本部における全庁的な連携を促進し、実施計画を毎年度作成することなどによりまして、この取組を着実に推進してまいります。

情報政策課からは以上でございます。

○福原政策監 球磨川流域復興局でございます。

総務常任委員会報告資料⑦をお願いいたします。3枚でございます。

“緑の流域治水”の推進と復旧・復興に向けた重点10項目について御説明いたします。本件は県政全般に関係いたしますので、他の常任委員会でも同様に報告させていただいております。

令和2年7月豪雨からの復旧、復興に向けでは、昨年11月に復旧・復興プランを策定い

たしまして、全庁を挙げて取り組んでいるところでございます。取組を着実に進めるため、今回、熊本地震後と同様に、復旧・復興に向けた重点10項目を整理し、ロードマップとして作成いたしました。

こちらは、3月2日に開催いたしました第6回令和2年7月豪雨復旧・復興本部会議で公表いたしまして、今後、このロードマップを基に取組の進捗管理を行ってまいります。

次ページをお願いいたします。

資料の左端に、縦10の項目を並べております。そして、横へ、それぞれに年度ごとの取組内容を記載いたしまして、右端に令和5年度末までの到達イメージを記載しております。

これらの10項目は、堆積土砂の撤去や住まいの再建など、今後3年間で目に見える成果が求められる取組であり、これまで住民の方々や流域市町村などから特に要望が多かったもの、安全、安心の確保や生活再建に直結するものを選定いたしました。

緑色の①から③までが緑の流域治水に関する取組でございます。

例えば、①の堆積土砂は、今回の豪雨災害により県が管理します河川に堆積した土砂を今年の出水期までに撤去を完了させます。

次に、黄色の④、⑤は、住まいの再建やまちづくり、集落再生に向けた取組でございます。

④の住まいの再建は、計画した建設型応急住宅全808戸が12月に完了いたしまして、本格的な住まいの再建に向けた支援に取り組んでいきます。

次のページをお願いいたします。

赤色の⑥、⑦は、生業の再建に向けた取組です。

⑥のうち、事業再建支援につきましては、なりわい再建支援補助金等により、再建を目指す全ての事業者の事業再開を図ってまいります。

オレンジ色の⑧、⑨は、交通インフラの復旧、復興に向けた取組です。

⑧のうち、集落アクセスにつきましては、今年6月までに一時交通インフラが寸断いたしました道路啓開を完了させまして、道路網の回復を図ってまいります。

青色の⑩は、人吉・球磨の観光復活に向けた取組です。

観光需要喚起につきましては、今年度中に策定が予定されております観光復興戦略等に基きまして、宿泊キャンペーンなどの実施を通しまして、被災地の宿泊者数の回復、増加を図ってまいります。

3ページをお願いいたします。

こちらは、進捗管理を行うものではございませんが、11月に策定しましたプランに掲げた持続可能な地域の実現に向けた将来ビジョンのうち、主な取組といたしまして5つを上げ、発災から5年、10年という中長期的な取組の方向性を示しております。重点10項目を着実に進めまして、これらの中長期的な取組も進めてまいります。

今後、これらの10項目を中心としまして、復旧、復興の進捗状況は、適宜御報告させていただくとともに、県民の皆様にも広くお知らせしてまいります。

説明は以上でございます。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○山本伸裕委員 今報告いただいた資料7の重点10項目に関してですが、先日、坂本村の復旧に関して、有識者会議が提言を出されましたですけども、非常に大事な内容ではないかと思うんですね。

要するに、やっぱりダムができるまでどうするかというようなことだと思うんですけど

ど、これはダム建設に賛成の人も反対の人も同じだと思うんですけども、ダムができるまでにどうやって住民を守るのかと。

だから、やっぱりそれまではダムを前提としない対策ですね、かさ上げであるとかというようなことを進めざるを得ないわけですから、それは基本的な考え方として、少なくともダムができるまでの間は最大限できる対策は進めていくんだと、ダムを前提として高さを制限するとかいうようなことではなくて、やっぱり同じような災害が来たらどうするのかというように想定しながら対策を打つべきだというふうに思うんですけども、基本的な考え方として、それは県も同じ立場でしょうか。

○福原政策監 復興局でございます。

県といたしましても、第3回流域治水協議会で、現在取り組んでおります堆積土砂の撤去、それと災害復旧事業などのハード対策と併せまして、避難行動につながる情報提供でございますソフト対策も加えて、緊急対策治水プロジェクトとして取りまとめました。

今年の出水期までに、こういった取組に加速的に取り組むということは、県はもとより国も流域市町村も認識を共有しておりますので、これをしっかり進めていきたいと思っております。

それと、今御説明しましたロードマップにも、出水期までにということと取り組むこととして、特に堆積土砂、一生懸命取っていくと、完成させるということにしておりますので、今後は流域治水緊急プロジェクトとそのロードマップ等に沿った形で、しっかり対策を取っていききたいと思っております。

○山本伸裕委員 堆積土砂の撤去は今年の出水期までにというようなことで、これ自体も相当大変な作業であろうかというふうに思います。それはぜひ頑張ってくださいたいんで

すが、ただ同時に、じゃあその堆積した土砂が撤去されれば安心なのかという、また同じような規模の雨が降った場合に、同じような災害が出かねないわけですね。

災害でたまった土砂を取ると、それを雨季までに完了させるというのは、要するにその土砂の堆積に関しては災害前に戻ったというだけのことであって、まあちょっと乱暴な言い方ですけども、言うなら、同じような雨が降ったら、また同じように災害が起こるといようなことではないかと思うんです。

そういう点で言うならば、やっぱりまた同じような雨が降ったときにどうするのかということを考えて、それにとどまらない対策が必要じゃないかと。

だから、その土砂の撤去の問題で言うならば、例えば、熊本地震が発生したときに益城の宅地を守るために、秋津川のところでずっと土のうを積んだじゃないですか、雨に備えて。そういうことを可能なところはやるべきだと思うんですよ。

今年の雨季までに危険なところについては、もう土のうを積んで、少なくともこの土砂を撤去したとしても、また雨が降った場合に若干なりとも災害を軽減するというような対策をとるべきだというふうに思うんですけども、それはいかがですか。

○福原政策監 復興局でございます。

今委員がおっしゃられたような形で、熊本地震等の例も参考にしまして、土木部ともしっかり協議してまいりたいと思っております。

○山本伸裕委員 河川改修は下流からやっていく必要があるんだと。

だから、やっぱりそれぞれのところでやろうとしても、なかなか簡単にはいかぬという問題があるんですけども、例えば宅地のかさ上げであるとか、あるいは堤防の強化であ

るとか、それは河川の流下能力に関係なく、危険箇所については直ちにできるというふうに思うんですね。

だから、それはぜひ具体的に、今年の出水期までに可能な限りの対策をお願いしたいというふうに思います。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○荒川知章委員 緑の流域治水のところ、10項目あって、10の観光地人吉・球磨の復活、もちろん人吉・球磨の観光地の復活は大事ですけれども、同じように芦北、水俣で、坂本も甚大な被害を受けまして、観光客がもう激減しているという状態ですので、併せて芦北、水俣、坂本のほうも、ぜひよろしくお願いいたします。

○福原政策監 こちらも観光戦略部と併せましてしっかり芦北、当然、津奈木も被災しておりますので、県南地域の観光振興、協議して頑張っていきたいと思えます。

○増永慎一郎委員長 よろしいですか。

○荒川知章委員 はい。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○梅川財政課長 財政課でございます。

先ほどの当初予算の御審議の中でありました高島委員からの質疑に対して、ここで補足説明をさせていただきます。

来年度当初予算に計上しております歳入予算に関しまして、県税を1,468億円程度見積もっております。

これに関しまして、高島委員から、平成30年度の税込約2,000億円と比べると500億円程度の減少になっているのではないかと、それ

も踏まえた認識をとということでの質疑がございました。

先ほどの御質問の後、詳しく調べてみましたところ、昨年12月に熊本県の財政事情を冊子で取りまとめて整理しております。この公表資料によりますと、平成30年度の決算ベースの地方税が2,008億円となっております。

これは、実は決算ベースの数字でございます。さらには地方消費税の都道府県間の精算金の出し入れを含めた後のいわゆる精算後の地方税の額が2,008億円となっております。

ちなみに、平成30年度の当初予算と令和3年度の当初予算、それぞれ県税の歳入予算を比べてみますと、平成30年度当初が1,570億円に對しまして、令和3年度当初予算の県税が1,468億円でございますので、歳入面での県税を比較すると約100億円減っているという状況にはございます。

御指摘のありました税収の動向も踏まえて、きちんとした予算を組んで対応していく必要があると思っておりますので、その点については、今後とも国の動向等も注視しながら対応していきたいと思っております。

以上、補足で説明させていただきました。

○増永慎一郎委員長 次に、その他に入ります。

まず、12月の委員会において取りまとめを御一任いただきました令和2年度総務常任委員会における取組の成果について、お手元に配付のとおり案を作成しましたので、御説明をします。

この常任委員会における取組の成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された要望、提案の中から取組が進んだ主な項目を取り上げ、3月に議会のホームページで公表するものであります。

項目の選定等について、副委員長及び執行部と協議をし、当委員会としては7項目の取

組を上げた案を作成しました。

ここに上げた項目は、いずれも委員会審議により取組が進んだ、あるいは課題解決に向けての検討や調査が動き出したようなものを選定しております。もちろん、この項目以外の提起された課題や要望等についても執行部で調査、検討等を続けておられますが、これらの項目を特に具体的な取組が進んでいるとして取り上げております。

それでは、この案につきまして何か御意見はありませんでしょうか。

（「まとめてあります。ありがとうございます。」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 それでは、この案でホームページへ掲載したいと思います。

なお、掲載までに簡易な文言の修正や最新データへの時点修正等がありましたら、委員長に一任させていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、委員の皆様からその他で何かありましたら質問を受けますが、出席職員を限定しておりますので、この場でお答えできない内容については後日回答させていただきたいと思っております。

それでは、委員の皆様方から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、第9回総務常任委員会を閉会いたします。

午後0時2分閉会

○増永慎一郎委員長 なお、本年3月末をもって退職される方が、本日は6名出席をされておられます。

6名の方々に一言ずつ御挨拶をいただけれ

ばと思っておりますが、委員の皆様方よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 それでは1人ずつ、一言ずつでも結構でございますので、お聞かせいただければと思います。

宮本理事のほうから、建制順でお願いをしたいと思っております。

（宮本理事、中村統計調査課長～吉永議会議務局長の順に退任挨拶）

○増永慎一郎委員長 どうもありがとうございました。

なお、今年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げたいと思っております。

この1年間、松村副委員長をはじめ委員の皆様方には大変お世話になりました。

また、執行部におかれても、コロナ、それから7月の豪雨災害、それから熊本地震からの復旧、復興ということで大変忙しい中にきちんとした明確な答弁をいただきまして、ありがとうございました。

本当に、視察もできませんでしたし、なかなか皆さん方と仲よくなる機会がありませんでしたけれども、退職される方を除いてはまだここに、ずっと県庁に勤められているんだろうと思っておりますので、いろんな機会、今からもあると思っております。ぜひとも、そのときにはまたいろんな面でお手伝い、御指導いただければなというふうに思っておる次第でございます。

本当に、1年間ありがとうございました。

続けて、松村副委員長からも。

○松村秀逸副委員長 それでは、一言御挨拶申し上げます。

この1年間、増永委員長とともに議会運営に努めてまいりました。委員の皆様方にはいろいろと御指導いただき、本当にありがとうございました。

また、執行部の皆さん方には、真摯にお答

えいただき、また、新型コロナ対策、また、
いろんな、7月の豪雨災害でも大変お世話に
なりました。

また、この3月で退職される皆さん方、大
変長年お疲れさまでございました。今後と
も、どうぞよろしくをお願いします。

委員、執行部の皆様方には、この委員会で
議論されましたことを踏まえ、7月豪雨、ま
た、熊本地震からの、新型コロナ対策に対し
ましたの取組をはじめ、活躍、一層推進して
いただき、本県がさらに発展しますことを心
から御祈念申し上げて、御挨拶としたいと思
います。本当にありがとうございました。

○増永慎一郎委員長 以上で総務常任委員会
を終わります。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後0時10分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

総務常任委員会委員長